

## 平成29年第11回教育委員会会議録

日 時 平成29年9月26日(火)午後2時30分 開議  
場 所 尾道市教育会館2階 会議室  
署名委員 中田委員

午後2時30分 開会

**佐藤教育長** ただいまから第11回教育委員会定例会を開きます。

本日の会議日程は、お手元に印刷配付のとおりです。

本日の会議録署名委員は、中田委員を指名いたします。

これより日程に入ります。

日程第1、業務報告及び行事予定を議題といたします。

業務報告及び行事予定のうち、重要な項目がありましたら、順次報告をお願いします。

**川鱸庶務課長** 教育長、庶務課長。庶務課にかかわります業務報告及び行事予定について御報告をさせていただきます。議案集1ページをごらんください。まず、業務報告でございます。9月5日から9月20日まで市議会の9月議会が開催されております。先月御議決をいただきまして提出させていただきました教育委員会関係の補正予算議案、これを初め、議案については全部御了承をいただいているところでございます。また、文教委員会が14日行われました。ここにおきましては先ほどの議案のほか学力向上等、多くの御意見等をいただき、今後教育委員会としてしっかりと事業を行うことになろうかと思えます。

行事予定でございます。10月2日、市議会の臨時議会が開会されます。これについては、10日から12日まで決算特別委員会が開催される予定になっております。以上でございます。

**安藤主幹(学校施設整備担当)** 教育長、学校施設整備担当主幹。2ページをごらんください。学校施設整備に関する業務報告及び行事予定について御説明させていただきます。まず、向島中学校校舎(管理・教室棟)改築工事(基本・実施設計業務委託)についてですけれども、改築校舎の規模が決まりました。建物の規模としましては、鉄筋コンクリート造2階建て、延べ床面積約1,867平方メートルの規模でして、現在実施設計中です。改築校舎は、既存の管理・教室棟を解体撤去後、現在地に建て替える予定でして、改築に先立ちまして既存の北校舎に校長室、パソコン教室、家庭科教室等の機能が移転できるよ

うに、10月下旬以降、北校舎の改修を実施したいと考えております。なお、行事報告には記載をしておりませんが、8月に改築工事が完了しました久保中学校屋内運動場につきましては、9月19日からスポーツ団体等に地域開放しております。

次に、行事予定については、記載のとおりです。以上です。

**安保生涯学習課長** 教育長、生涯学習課長。生涯学習課の業務報告並びに行事予定を御報告いたします。3ページをごらんください。業務報告でございますが、8月27日に尾道市子ども会球技大会が東尾道市民スポーツ広場で開催され、9月2日に東生口公民館の落成式を開催しました。また、9月9日、10日にしまなみ海道トライアスロン大会 in 尾道2017をサンセットビーチを起点に開催いたしました。次に、行事予定でございますが、9月30日に講師にNPO法人食べて語ろう会理事長中本忠子さんをお迎えして、おのみち市民大学講座「ばっちゃんが見てきたこと」を尾道市総合福祉センターで開催します。また、10月8日には第55回尾道市子ども会大運動会が東尾道市民スポーツ広場で開催されます。

引き続きまして、図書館について順次指定管理者から報告のあった事業につきまして、中央図書館から各図書館について御報告いたします。4ページをごらんください。中央図書館の業務報告、行事予定につきましては、記載のとおりです。

5ページをお願いします。みつぎ子ども図書館の業務報告につきましては、9月12日から14日に特別図書整理期間を行いました。行事予定につきましては、記載のとおりです。

瀬戸田図書館の業務報告につきましては、8月27日に平面パズルブロック遊び「LaQ体験会」を行いました。行事予定につきましては、記載のとおりです。

6ページをお開きください。因島図書館の業務報告につきましては、8月30日に絵手紙作家円福寺都さんのトークショーを行いました。行事予定につきましては、記載のとおりです。

7ページをお願いします。向島子ども図書館の業務報告につきましては、記載のとおりです。行事予定につきましては、10月14日に大人のための朗読会を行います。以上でございます。

**加來因島瀬戸田地域教育課長** 教育長、因島瀬戸田地域教育課長。因島瀬戸田地域教育課の業務報告並びに行事予定を御報告いたします。8ページをごらんください。初めにまことに申しわけございませんが、修正をお願いいたします。

す。業務報告にあります 8 月30日の田熊市民スポーツ広場新築工事につきましては、田熊市民スポーツ広場の次にトイレを入れ、田熊市民スポーツ広場トイレ新築工事に修正をお願いいたします。その他の業務報告並びに行事予定につきましては、いずれも記載のとおりでございます。

なお、行事予定にございます市道改良工事につきましては、旧土生小学校に接する市道の拡幅工事を土木課が実施するもので、工事終了後段差ができるため、フェンスの設置を予定しております。以上でございます。

**島谷美術館長** 教育長、美術館長。美術館の業務報告並びに行事予定を御説明させていただきます。9月3日までで特別展「忍たま乱太郎ミュージアム - 絵本原画と忍術の秘密」が終了いたしました。入館者は1万人を超えました。子ども学芸員の旅の作品展を市民センターむかいしまで9月10日まで開催いたしました。9月16日から新しい特別展ですが、「現代アート、はじめます。 - 草間彌生からさわひらきまで」を開催しております。9月17日の台風の日を除きまして、昨日まで1日平均300人来場されています。9月17日の「児島やよい、岩崎貴宏の記念講演」につきましては、台風のため中止いたしました。9月23日にかわぐちかいじ先生がお帰りになられまして、文化振興課主催ですが、尾道マンガ大賞展の1コマ漫画、4コマ漫画をそれぞれ大賞が1点、優秀賞が3点、奨励賞が10点を選んでいただいております。

行事予定でございますが、「現代アート、はじめます。 - 草間彌生からさわひらきまで」が継続されています。9月29日には、記載が漏れましたが、尾道市立美術館協議会を開催いたします。その後、運営委員会と小林和作委員会を開催する予定にしております。運営委員会では、小林和作先生の油彩と水彩の絵を寄贈されることになっております。小林和作委員会では、小林和作賞の提案をさせてもらいたいと考えております。10月7日には灯りまつりの協賛で美術館の夜間開館をいたします。

圓鍔勝三彫刻美術館、平山郁夫美術館については、記載のとおりでございます。以上です。

**瀬戸学校経営企画課長** 教育長、学校経営企画課長。学校経営企画課に係る業務報告並びに行事予定について御報告いたします。10ページをごらんください。まず、業務報告についてですが、8月25日、教務主任研修会、9月11日、学校経営サプリーダー研修会を行いました。秋の運動会、体育大会は、今年度は5校だったのですが、9月17日に予定していた御調中央小学校は、台風のため18日に延期しております。修正をお願いします。9月26日、本日ですが、午前中に業績評価に係る校長面談を5校行いました。年度当初に設定した目標に

対して中間報告をしていただき、それを踏まえた下半期にこういった手だてをするのか、校長先生から御説明いただきました。

続いて、行事予定についてですが、9月27日から10月5日まで6日に分けて業績評価に係る校長面談を引き続き行います。9月27日、土堂小学校の学校運営協議会を行います。10月3日、小・中学校校長会、10月17日、学校経営サブリーダー研修会ですが、いずれも平谷市長から講話をしていただくようお願いをしております。以上です。

**豊田教育指導課長** 教育長、教育指導課長。教育指導課に係る業務報告並びに行事予定について御説明申し上げます。11ページをごらんください。初めに、業務報告です。9月9日から11日まで第65回尾道市子ども科学展を市民センターむかいしまで行いました。今年度は5,916点の応募があり、そのうち約600点を展示いたしました。おもしろ実験教室や尾道高校、福山大学の展示や体験活動に加え、今年度は県の科学賞の入賞作品もあわせて展示をしたり、サイエンスショーとおもしろ実験教室を尾道高校に協力して行ったりするなど、新たな取組を行うことができました。来場者の皆様からは、サイエンスショーは科学に興味を持つきっかけになり、大変興味を持って見させていただきましたなどの声を寄せていただき、今年度も科学展に対して高い評価をいただくことができました。なお、広島県科学賞へは小・中合わせて61点の作品を出品いたします。今後10月下旬に審査が終わり、各賞の受賞が決まりますので、尾道市の子供たちの作品が選ばれることを期待しています。

9月19日には、第2回適応指導教室自然体験活動を実施いたしました。今回は8名の児童・生徒が参加し、親子井づくりや仲間づくりゲームを行いました。昨年度、適応指導教室に通い、学校復帰を果たした児童・生徒もふえたことから、今年度もこうした体験活動を学校復帰のよいきっかけになるよう取り組んでまいります。

9月22日の浦崎小学校、中学校、向島中央小学校を皮切りに、2学期の授業公開、公開研究会が始まっております。研究会が主体的な学びを育成するための目指すべき授業像の検証の場となるよう、学校と連携しながら子供たちの学力の向上につながるよう指導してまいります。

続いて、行事予定でございます。10月16日、ひろしま給食100万食プロジェクトとございますが、これは県教育委員会が広島ならではの給食メニューのレシピを公募し、その中からひろしま給食メニューとして決定したメニューを、10月15日から21日のひろしま食育ウィークに全給食実施校で提供する取組です。また、家庭においても、ひろしま給食を楽しんでいただくことを通して、

学校、家庭、地域が一体となった食育を推進するものです。ことしのメニューは、熱く燃える！！Cスープで、レシピは県のホームページにも掲載されていますが、今後県から各家庭へのチラシの配布があり、尾道市としても10月の献立表に掲載しますので、各家庭でも取り組んでいただきたいと思います。なお、尾道市独自のメニューとしてマーマレードチキン、瀬戸田産レモンゼリーがありますので、あわせて御紹介いたします。

同じく10月16日、第2回「学びの变革」推進協議会を日比崎中学校を会場に行います。これは、授業公開がこの日、御調中央小学校でありますので、「学びの变革」推進協議会は、別のものと見てください。日比崎中学校は、県教委より「学びの变革」実践指定校の指定を受け、本市の中学校の中でも先進的に取り組んでおります。授業参観などを通して取組を共有し、各校の取組をさらに充実させていきたいと思っております。

10月24日には、尾道市中学校音楽コンクールを行います。今年度は、会場がしまなみ交流館から尾道市民センターむかいしまに変更になりましたが、各校ともグランプリを目指して現在練習に励んでいるところです。教育指導課からは以上でございます。

**佐藤教育長** ありがとうございます。ただいまの報告について御質問、御意見がございますでしょうか。

**中田委員** 美術館で今開催中の展覧会ですが。

**島谷美術館長** 今の特別展ですか。

**中田委員** はい。海と山のアート回廊の県との関係性を御説明いただければと思います。

**島谷美術館長** 教育長、美術館長。海と山のアート回廊事業は、県が主体の事業です。「草間彌生からさわひらきまで」は、美術館独自の展示会です。それともう一つ、文化振興課が行っている現代アートのクロスロードという3つの現代アートが同時に進行しています。だから、事業者が別々という考え方で

**中田委員** チラシと共通券のようになっていたので、どういう関係性なのかなと思いました。

**島谷美術館長** 教育長、美術館長。連携をしているということです。おのおの入館券もありますし、3つの独特の共通券も作らせてもらいました。

**佐藤教育長** 独自に事業主体があるのはわかるけれども、同じ尾道市が行っているので、どういう互換性があり、その中で事業効果を高めるような動きがあるのかという趣旨で委員さんは説明を求めたと思うのですが、いかがでしょう

か。

**島谷美術館長** 教育長、美術館長。海と山のアート回廊と私どもの美術館の現代アート、それから文化振興課の現代アートの3つが重なることによって、市内、実は福山の鞆の会場もあるのですが、回遊性を高めて、現代アートをベースにして相乗効果が高まるような事業展開になっております。以上です。

**中田委員** ありがとうございます。

**佐藤教育長** ほかにありますでしょうか。

**奥田委員** 美術館さんにお伺いしますが、今展示の草間彌生、はじめますが1日平均300人来ているということで、これは多い数字じゃないかなと思うのですが、普通現代アートというと、なかなかなじみが薄く、たくさんの方が来られているというのは、美術館として独自に工夫されたことが何かあるのか、その辺を説明いただければと思います。

**島谷美術館長** 教育長、美術館長。とかく難解と思われがちな現代アートでございますが、このたびの現代アート特別展は子供でも大人でも男性でも女性でもわかりやすいものということから「現代アート、はじめます。」にしたのです。非常にわかりやすい作品の展示になっております。人によっては難解かと思うかも知れませんが、基本的には難解でない、いわゆる現代アート入門編と考えてもらえればいいのかと思います。

**奥田委員** はい。

**佐藤教育長** ほかにございますか。

**豊田委員** 失礼いたします。教育指導課の科学研究の展示会に行かせてもらったのですが、先ほど課長さんから御紹介があったように、非常に科学研究の内容も広がり、それから深みが出てきたなと思うのと、県の優秀作品が展示してあったので、保護者の方がいろいろ見ておられましたけれども、子供たちもそうですが、いいアイデアだなと思いました。

あわせて、校内でこういう展示会とか、いい作品を学校の中へ還元していくということは今でもなされておりますか。以前は、学校で展示し、それらを市へ出すようにしておりましたのですが、その辺りはいかがでしょう。

**豊田教育指導課長** 教育長、教育指導課長。科学研究の作品についての御質問であったと思いますが、まず県の優秀作品については今年度から始めまして、来ていただいた方のアンケートの中にもトップイメージを見せていただいて、次への意欲が湧きましたなど、何人もの好評の御意見をいただきました。

それから、2つ目の校内で展示会を行うのかということですが、私が把握している限りでは、全校というわけではないですけれども、幾らか学校の規模に

よっては出品する前に出したり、あるいは大きな学校では学年でそろえてみたり、学校によっては出品していない作品も全部廊下に並べて子供たちに見てもらうように工夫をしております。

**豊田委員** ありがとうございます。

**佐藤教育長** ほかにございますか。私から一つ。図書館の関係で先ほど担当課から業務報告並びに行事予定がありましたが、指定管理者から報告があった内容にとどめているような感じなので、もう少し管理する側としてその取組の具体的内容や参加人員など内容把握をして皆さんに報告してもらいたい。それから、今後で結構なので、それを踏まえながら、各指定管理者にはインセンティブを与えているのだから、もっと利用促進や市民の方の満足につながるような把握をして、この教育委員会会議へ報告をしてもらうようお願いをしておきます。

ほかにないようであれば、日程第1の業務報告及び行事予定を終わります。

次に、日程第2、議案の審査に入ります。

議案第45号尾道市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則案を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

**豊田教育指導課長** 教育長、教育指導課長。議案第45号尾道市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則案について説明をいたします。議案12ページをお開きください。このたびの改正は、久保小学校、山波小学校の通学区域の一部改正でございます。広島法務局では平成25年度から山地番の変更作業を行っており、今年度は高須町外3町、山波、西藤、瀬戸田の一部の山地番が変更されます。現行では、久保小学校と山波小学校の通学区域のうち、一部高須町の山地番の区域が含まれており、このたび規則改正が必要となりました。具体的には、山地番に2万番を加算して、登記簿が変更されますので、それに適用するために表記を追記し、整合性を図るものでございます。以上、規則改正について御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

**佐藤教育長** ありがとうございます。それでは、御質問、御意見はございますでしょうか。ありませんか。それでは私から。この山地番変更は、ずっと一連で行われているのでしょうか、もうこれが最後でしょうか。それとも今後何年間かそういう営みがあって、今どれぐらいのパーセンテージで変わっているのかということをお教えしてもらえますか。

**豊田教育指導課長** 教育長、教育指導課長。具体的に何%かということは把握しておりませんが、今後も変更していく予定がございます。来年度は、栗原

町、久山田町、美ノ郷町の予定と聞いておりますので、これからも整理していくと聞いております。

**佐藤教育長** ありがとうございます。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**佐藤教育長** ないようですので、これより議案第45号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**佐藤教育長** 異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第46号土堂小学校学校運営協議会委員の委嘱についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

**瀬戸学校経営企画課長** 教育長、学校経営企画課長。議案第46号土堂小学校学校運営協議会委員の委嘱について御説明いたします。15ページをお開きください。本議案は、土堂小学校学校運営協議会委員を別紙のとおり委嘱したいので、教育委員会の承認を求めるものです。提案理由についてですが、土堂小学校学校運営協議会委員の任期満了に伴い、尾道市学校運営協議会規則第9条に基づき、校長から推薦があった者を別紙のとおり委嘱するものです。

16ページをごらんください。土堂小学校においては、学校運営協議会委員の委嘱期間は10月1日から翌年9月30日までとなっています。また、尾道市学校運営協議会規則第9条により、委員は保護者、地域住民、学識経験者、その他教育委員会が必要と認める者のうち、10名以内となっております。今回の委嘱については、再任8人、新任1人でございます。男性6人、女性3人の計9人で、平均年齢は55.0歳です。また、男女比でございますが、女性の割合は33.3%で、現在と同じ比率です。御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

**佐藤教育長** ありがとうございます。それでは、ただいまの議案に対する説明に御意見、御質問ございますでしょうか。

これはコミュニティ・スクールの関係ということでよろしいですか。

**瀬戸学校経営企画課長** 教育長、学校経営企画課長。おっしゃるとおりでございます。現在、本市においては土堂小学校と向東小学校にだけ設置をしております。

**佐藤教育長** わかりました。ほかにどうでしょうか。

**中田委員** 今回、新任が母親代表の方だったので、多分4月の段階で入れ代わ



られたと思うのですけれども、この協議会の交代はあくまで10月で、明日も開かれるようになっていますが、それには前任の人が出席されて、10月からが新任の方なのですか。

**瀬戸学校経営企画課長** 教育長、学校経営企画課長。土堂小学校の学校運営協議会委員の任期について、先ほど御説明いたしましたように、10月1日から翌年の9月30日までとなっております。委員さんがおっしゃられたように、母親代表であれば、4月で学校も交代しているのだと思いますが、委嘱期間が9月30日までとなっております。

なぜ土堂小学校が10月から翌年9月までなのかということについて、御説明させていただきたいのですがよろしいでしょうか。土堂小学校は、平成14年から16年まで新しいタイプの学校運営のあり方に関する実践研究という文部科学省から指定を受けて、地域学校協議会を当初設置をしておりました。平成16年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、コミュニティ・スクールが制度化されました。このことを受けて、平成17年3月の教育委員会で尾道市学校運営協議会規則を制定しております。7月に土堂小学校学校運営協議会の設置の承認を教育委員会でいただき、9月の教育委員会で土堂小学校学校運営協議会委員の委嘱が承認され、委嘱期間が10月1日から翌年の9月末となっております。

**佐藤教育長** 長く説明をしてくれましたが、先ほどの御質問は、10月からの委嘱になっているけれども、土堂のコミュニティ・スクールは9月27日に開催されるようなので、4月から母親代表は代わっているが、この9月27日の開催は旧の委員で行うのかという質問だったのだが。

**瀬戸学校経営企画課長** 教育長、学校経営企画課長。任期は9月30日までですから、今度の9月27日にある学校運営協議会は、前任の人が参加となっております。

**佐藤教育長** それは今の説明でいいのだけれども、多分中田委員さんは、これまでの流れでいえば10月からになるが、そういう不整合も起こる可能性があるので、期間について改めて4月から行って、それに対応できるような体制を整えてはどうだろうかということも含めての御質問だったと思うが、その辺りはどうですか。

**瀬戸学校経営企画課長** 教育長、学校経営企画課長。今言ったようないきさつで10月からになっているということは御理解いただけたかと思うのですが、向東小学校は4月から3月末までとなっているので、どこかでそろえるということとは必要なかもしれませんが、現在は来年の9月30日までということ考え

ております。

**佐藤教育長** 今回は1年ということで既に委員さんをお願いをしているという考え方で、現行は今の含みもありながら、1年でお願いするというところでよろしいですか。

**瀬戸学校経営企画課長** 教育長、学校経営企画課長。私もこの学校運営協議会には参加しておりますので、どこかのタイミングで任期について議題に上げることも必要だと思っております。

**佐藤教育長** それでは、これから検討するというところでお願いします。中田委員さん、よろしいですか。

**中田委員** はい、よろしくをお願いします。

**佐藤教育長** ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**佐藤教育長** ないようですので、これより議案第46号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**佐藤教育長** 異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第47号尾道市公立学校職員服務規程の一部を改正する訓令案を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

**瀬戸学校経営企画課長** 教育長、学校経営企画課長。議案第47号尾道市公立学校職員服務規程の一部を改正する訓令案について御説明いたします。17ページをお開きください。本議案は、尾道市公立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の一部を別紙のとおり改正したいので、教育委員会の承認を求めるものでございます。提案理由についてですが、広島県が職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正されたことに伴い、尾道市公立学校職員服務規程の一部を改正するものです。具体的には、第2号介護休暇及び介護時間の新設、子育て支援部分休暇の改正に伴う休暇簿の追加、改正等でございます。

18ページをごらんください。まず、第2号介護休暇について御説明いたします。大量退職時代を迎え、若手をどんどん採用する中でベテランの力は重要であると捉えておりますが、ここ数年、介護を理由に定年前に辞職する職員は少なくない状況が続いております。そういった状況もあり、職員がその身分を保証されながら安心して介護ができるようにするため、第2号介護休暇が新設されました。これまでも介護休暇はありましたが、3カ月を上限に1回だけ更新

できるというもので、最大6カ月でした。これまでの介護休暇を第1号介護休暇とし、20ページの休暇簿ですが、第1号ということをも明記しております。第1号介護休暇を最大6カ月取得した後に、介護が必要な状況がまだ継続している場合、第2号介護休暇を取得できるとしております。第2号介護休暇については、職員1人につき生涯に2年6カ月の範囲で6カ月を単位に取得できるようになっております。21ページにあるとおり、第2号介護休暇の新設に伴い、新たな休暇簿を加えております。補足ですが、第1号介護休暇、第2号介護休暇とも無給の休暇でございます。

続いて、介護時間についてです。23ページをごらんください。介護時間は、職員が働きながら介護ができるよう、30分を単位として勤務時間の始めまたは終わりに1日2時間を超えない範囲で認められるものです。介護時間については、原則月単位で、連続する3年の期間を上限としております。介護時間に係る給与については、勤務しない1時間当たりの給与額を減額するとなっております。介護時間の新設に伴って新たな休暇簿を加えたということでございます。

続いて、子育て支援部分休暇についてです。24ページをごらんください。子育て支援部分休暇は、小学校1年生から3年生の子を養育するために放課後、学童保育等へ送迎する場合など、勤務しないことが相当であると認められる場合に認められる休暇です。30分を単位として勤務時間の始めまたは終わりに1日2時間を超えない範囲とされています。給与については、勤務しない時間について減額されます。以上の改正により、職員が仕事と子育て、あるいは介護の両立を支援する環境が整備できるものと考えております。

なお、広島県の職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正は、ことし1月1日から施行となっておりますが、尾道市公立学校職員服務規程を改正するのを失念しており、このたびの改正とさせていただきますことにおわびいたします。御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

**佐藤教育長** ありがとうございます。ただいまの説明ですけど、御意見、御質問がございますでしょうか。

基本的には、第1号介護休暇も第2号介護休暇も介護時間も子育て支援部分休暇も、それぞれ期間や時間は違うけれども、その仕事を減じている部分は給料が出ないという考え方でよろしかったですか。

**瀬戸学校経営企画課長** 教育長、学校経営企画課長。全くそのとおりでございます。

**佐藤教育長** ありがとうございます。御質問はございますでしょうか。

**奥田委員** 教育委員の奥田です。先ほど説明いただきましたが、県も変更になり、広島県に準ずるという形での御説明でした。1月1日から広島県の場合はもう既に実施されているということで、尾道市の場合は遅れたということなのですけれども、なぜ遅れたのかということをお聞きしたいのです。これは、県から説明があれば、それに準じて市もということが普通は想定されますが、遅れた理由は何かございますか。

**瀬戸学校経営企画課長** 教育長、学校経営企画課長。言いわけは特にありませんが、いろいろなことがどんどん変わっていく中で、なかなか改正が追いついていかない。そのぐらい制度自体が変わっております。このたび第2号介護休暇を取得したいという職員が出てきて、慌ててこのたび改正しなければならぬと気づいたので、特に理由はございません。本当に失念しておりました。

**奥田委員** こういう内容で県は改正しますという説明会には行かれたのですか。

**瀬戸学校経営企画課長** 教育長、学校経営企画課長。そういった説明会全くございません。文書で通知があるだけです。

**佐藤教育長** 多分、今委員さんと私は同じことを考えていると思うのだけれども、申請主義という中で、我々がその職員さんに対して周知をしていないことによって想定され得るであろう職員さんの被害の可能性はなかったと善意に捉えていいのでしょうか。

**瀬戸学校経営企画課長** 教育長、学校経営企画課長。教職員の勤務時間の適正管理であるとか、休暇制度のQ & Aなどは県が作ったものそのまま学校長を通じて全ての職員に周知するよう指導しているところですので、それについては問題ないと思っております。

**佐藤教育長** ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

**村井委員** これは、尾道市の職員も同じ時期からこういう制度になったのですか。

**瀬戸学校経営企画課長** 教育長、学校経営企画課長。休暇制度については、尾道市立の学校の職員も県費の負担教職員でございますから、尾道で勝手に休暇制度をつくるといった権限はございません。県の条例の休暇制度に基づいて本市の県費負担教職員は休暇をとれるということになっておりますので、尾道市としてはその休暇簿の改正が必要だったということでございます。

**村井委員** いえ、済いません。尾道市で給料を支払っている職員はこのたびこういう制度ができたけれど、広島県が給料を払っている職員や先生は県の条例

が改正されたときから始まっていたということなのかということと、この尾道市が給料を支払っている学校の職員にこういう制度が始まるということは、尾道市の職員と同じ時期なのですか。

**瀬戸学校経営企画課長** 教育長、学校経営企画課長。今最初におっしゃられた質問については、そのとおりでございます。広島県の教職員の休暇制度というのは、民間よりもかなり進んだ状況でございます。県費の負担の教職員はもうこの1月から、もちろん尾道だけでなく適用されております。市の職員については、もちろん適用されません。今言ったように、県はかなり進んでおりますが、市がどうなのかということは余り詳しくないのですが。

**村井委員** いやいや、そうではなくて、これはいつからなのですか。

**佐藤教育長** 10月です。

**村井委員** 10月1日から尾道市の学校で働いている職員に、こういう制度ができるということは、当然尾道市の学校以外で働いている職員も10月から同じようになるのでしょうか。

**瀬戸学校経営企画課長** 教育長、学校経営企画課長。先ほど言ったように、県がこの1月1日から施行しておりますので、他市町も1月1日から施行していると思っております。尾道市が失念していたため、このタイミングになってしまったということでございます。済いません。

**佐藤教育長** 私もはっきり理解していないから整理をしたいのだけれども、要はこの制度に乗る人は、あくまでも県費教職員のうち、常勤の職員ということが前提でいいのですか。県費でも臨時的任用の人とか非常勤の人とか、いろいろな形態があると思うのだけれども、この制度の適用を受ける対象の職員がわかれば、今の大きっぱな答えになるのかなと思うのですが。

**瀬戸学校経営企画課長** 教育長、学校経営企画課長。適用する範囲は常勤の県費の職員でございます。非常勤は対象ではありません。

**佐藤教育長** ですから、県費の職員であっても、臨時的任用の人とか非常勤の人は対象にならない。ましてや、市費での対象職員はほとんど臨時的任用だから、対象にならないという整理でいいですか。

**瀬戸学校経営企画課長** 教育長、学校経営企画課長。先ほど言ったように常勤の人が対象です。常勤の臨時の教職員は本務者に準じるという服務規程になっておりますので、常勤の臨時職員が対象と私は思っております。間違っていたら次回訂正をさせていただきます。常勤の県費の教職員と答えておきます。

**佐藤教育長** 臨時的任用もフルタイムだったら対象になるという整理ですか。

**村井委員** いや、私が聞きたいのは尾道市の学校で働いている先生は、県費負

担の先生がおられる、それから尾道市が給料を支払っている職員もおられる。県費負担で尾道市の学校で働いている先生は既に県の制度に乗っていて、もうこの制度が従来からあったのかということと、尾道市の市費負担で学校で働いている職員がこの制度になるということは、尾道市費負担の尾道市役所の職員も同じ制度なのかということです。

佐藤教育長 違います。

村井委員 えっ、違う。それなら、尾道市費で働いている学校の先生はこれに変わるけれど、尾道市役所の職員は……。

佐藤教育長 対象にならないのですよ。

村井委員 これは県費で働いている人だけですか。

佐藤教育長 あくまでも県費で働いている常勤の教職員です。

村井委員 そういう意味ですか。わかりました。

瀬戸学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。最初に、提案理由の説明をしたように、県の条例が変わったので改正が必要になったということでございますから、市の職員は全く関係ございません。

村井委員 わかりました。

佐藤教育長 市立の学校へ行っている人だから適用をここでしないと、県条例と県規則の適用はできないのです。

村井委員 県の職員だけなのですね。

佐藤教育長 よろしいですか。

村井委員 はい。

佐藤教育長 ほかにないようですので、これより議案第47号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

佐藤教育長 では、御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

以上で日程第2、議案の審査を終わります。

この際、その他として委員さんから何か御意見とか御質問等、この案件以外にあれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

佐藤教育長 ないようですので、以上をもって本日の日程は終了いたしました。

これをもって本日の会議を散会すると同時に、第11回教育委員会定例会を閉

会いたします。

なお、次回の定例教育委員会は10月25日水曜日午後 2 時30分からを予定しております。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後 3 時20分 閉会